

鶴岡市中小企業新製品開発支援事業補助金交付要綱

	平成22年3月31日	告示第72号
改正	平成25年3月29日	告示第102号
改正	平成28年3月31日	告示第112号
改正	平成29年3月31日	告示第80号
改正	令和2年3月31日	告示第218号
改正	令和3年3月31日	告示第121号

鶴岡市新製品開発・販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成19年鶴岡市告示第206号）の全部を改正する。

1 目的及び交付

市長は、本市産業の振興を図るため、市内の中小企業者等が行う意欲的な事業活動に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者のうち、市内に事業所を有する者をいう。
- (2) 中小企業者等 構成員の3分の2以上が中小企業者で構成される団体をいう。
- (3) 事業化 研究、開発等の成果を製品化することにより収益の源泉となる事業活動に至ることをいう。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 新製品の開発事業

中小企業者又は中小企業者等が事業化を目的として行う製品開発又は既存製品の改良及び過去1年以内に開発した新製品の販路開拓事業（補助対象経費の合計額が50万円に満たないものを除く。）

(2) 食関連の新商品・サービス開発事業

中小企業者又は中小企業者等が行う本市の食文化の振興に資する新商品及び画期的な

サービスの開発並びにそれらの販路開拓事業

4 補助対象経費等

補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

5 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 鶴岡市中小企業新製品開発支援事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 市税納付状況の照会に係る届出
- (3) その他市長が必要と認める書類

6 交付の決定

市長は、第3項第1号の事業の補助金の交付を決定するに当たり、学識経験者等の意見を聴くものとする。

7 補助事業の変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額の2割以内の増減
- (2) 補助目的に関係しない程度の事業計画の細部の変更

8 実績報告

実績報告書に添付すべき書類は、規則第13条第1項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 鶴岡市中小企業新製品開発支援事業報告書（別記様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

9 財産の処分制限

補助事業より取得し、又は効用が増加した財産のうち、処分を制限するもの（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具とし、処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

10 処分制限財産の処分の手続

補助事業者は、処分を制限する期間内に処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ補助事業取得物件の処分承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、当該承認に係る財産を処分することにより補助事業者収入があったときは、市長は、承認をした補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納入させることができるものとする。

11 交付の制限

同一の補助対象者に対する補助金の交付は、一会計年度につき1回に限るものとする。

12 その他

この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の鶴岡市新製品開発・販路開拓支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の鶴岡市中小企業ものづくり振興事業補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(財産の処分制限の特例)

2 この告示による改正後の第9項の規定は、この告示による改正前の鶴岡市中小企業ものづくり振興事業補助金交付要綱による補助事業で補助事業者が取得し、又は効用が増加した財産についても適用する。

別表（第4項関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
(1) 新製品の開発事業	原材料費、機械装置・工具器具費、委託費・共同研究費、外注加工費、産業財産権導入・出願費、専門家謝金・旅費、市場調査費、会場設営費・出展費及び広告宣伝費 (機械装置は原則として借上によるものとする。)	3分の2以内	100万円
(2) 食関連の新商品・サービス開発事業	専門家謝金・旅費、市場調査費、会場設営費・出展費、広告宣伝費、試供品等材料費及び委託費		20万円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

鶴岡市中小企業新製品開発支援事業実施計画書

(1) 申請者の概要等

事業の区分		<input type="checkbox"/> 新製品の開発事業 <input type="checkbox"/> 食関連の新商品・サービス開発事業	
企業等概要	企業の名称		
	代表者役職・氏名		電話番号
	所在地		
	業種		主要品目
	資本金		従業員数
	担当者役職・氏名		
	担当者メールアドレス		
事業の概要	新製品・新サービスの名称		
	事業実施期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
	新製品・新サービスの概要 ※200字程度に簡潔に記載してください。		

(2) 事業の具体的取組内容

(必要に応じて図表や写真等を用い具体的かつ詳細に記載してください。)

(3) 外部からの協力者又は指導者

(4) 補助事業の効果・今後の展開

(本事業を実施した場合に期待される効果、今後の展望について具体的かつ詳細に記載してください。)

鶴岡市中小企業新製品開発支援事業報告書

(1) 申請者の概要等

事業の区分		<input type="checkbox"/> 新製品の開発事業 <input type="checkbox"/> 食関連の新商品・サービス開発事業		
企業等概要	企業の名称			
	代表者役職・氏名		電話番号	
	所在地			
	業種		主要品目	
	資本金		従業員数	
	担当者役職・氏名			
	担当者メールアドレス			
事業の概要	新製品・新サービスの名称			
	事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	新製品・新サービスの概要 ※200字程度に簡潔に記載してください。			

(2) 事業の具体的取組内容

(必要に応じて図表や写真等を用い具体的かつ詳細に記載してください。)

(3) 外部からの協力者又は指導者

(4) 補助事業の効果・今後の展開

(本事業を実施した場合に期待される効果、今後の展望について具体的かつ詳細に記載してください。)

別記様式第3号（第10項関係）

年 月 日

鶴岡市長 様

申請者 住 所
名称及び
代表者氏名 印

補助事業取得財産の処分承認申請書

年 月 日付け鶴岡市指令商第 号で交付（変更）決定通知のあった鶴岡市中小企業新製品開発支援事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、鶴岡市中小企業新製品開発支援事業補助金交付要綱第10項の規定により承認くださるよう申請します。

- 1 品目及び取得年月日
- 2 処分の理由
- 3 処分の方法
- 4 取得価格及び時価